

(様式第2号)

# 会 議 録

令和8年1月20日作成

会議の名称	令和7年度 第1回島本町人権啓発施策審議会		
会議の開催日時	令和7年12月3日(水) 10時00分～11時30分		
会議の開催場所	島本町役場1階 第一多目的室		
公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 <input checked="" type="checkbox"/> ・不可	傍聴者数	1人
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	人事案件のため		
出席者	委員	有澤委員、山田委員、浦田委員、山本委員、東田委員、林委員、柳原委員、宮本委員、中橋委員、湊本委員、下村委員、川口委員	
	事務局	総合政策部部長、同次長、人権文化センター所長、同職員	
会議の議題	1 会長等の選出について 2 令和6年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況(年次報告書)について 3 人権文化センターの運営状況及び今後の運営方針(案)について 4 島本町人権啓発施策審議会の会議の公開に関する要綱の廃止について 5 その他		
決定事項等	会長 有澤委員、会長職務代理者 林委員		
審議等の内容	別紙のとおり		
配布資料	資料1 令和6年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況(年次報告書) 資料2 令和7年度島本町立人権文化センター運営状況について 資料3 島本町立人権文化センター運営方針(案) 資料4 島本町審議会等の会議の公開に関する指針 ・島本町執行機関の附属機関に関する条例 ・島本町人権啓発施策審議会規則 ・島本町人権啓発施策審議会 名簿		

## 令和7年度 第1回島本町人権啓発施策審議会

### 審議等の内容

#### ●出席委員数の確認、資料確認など

##### 【事務局】

島本町人権啓発施策審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の2分の1以上の出席があるため、会議が成立していることを報告します。

(配布資料の確認、委員自己紹介及び事務局職員の紹介)

#### ●案件1「会長等の選出について」

- ・委員の互選により有澤委員を会長として選出
- ・有澤会長の指名により会長職務代理者は林委員に決定

#### ●傍聴の許可

##### 【会長】

本日、傍聴希望者1名の申し出があります。

「島本町人権啓発施策審議会の会議の公開に関する要綱」第4条により、傍聴を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

##### 【会長】

傍聴を許可します。

(傍聴者入室)

#### ●案件2「令和6年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況(年次報告書)について」

##### 【会長】

事務局から説明をお願いします。

##### 【事務局】

(資料1 令和6年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況(年次報告書)に基づき説明)

##### 【会長】

ご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。各委員の意見を伺いたいです。

##### 【委員】

男女共同参画において、学校教育が担う部分も重要であります。地域での幅広い年齢層における教育啓発も重要であるので、今後も進めて欲しいです。

##### 【委員】

小学校では「色」での「男の子だから」「女の子だから」といったことがなくなってきました。黄色い帽子のつばの形も保護者を通じてアンケートを行い、児童に選ばせています。性別役割分担についても、その意識が完全になくなったわけではありませんが、各家庭で共同参画が進んでいると感じます。

##### 【委員】

小学生の人権教室をしていますが、「くん」「さん」が「さん」に統一されてきたり、性別による区別がなくなってきました。LGBTQに関して、小学生では

その具体的な内容がわからなくても「困ったことは相談していい」と窓口を広く設けることが大事だと感じます。保育園など、小さいころからの「みんな同じだが、もちろん男女で違うところもある」という教育が重要です。

#### 【委員】

差別はだめですが男女の区別はあってしかるべきだと思っています。具体例は今出てきませんが、少しいきすぎているところがあると感じるときがあります。子どもの「男の子だから」「女の子だから」は親が作っているのです、親に対してなにかできることはないか、と感じています。

#### 【委員】

役場の内線電話表を見ました。女性職員が増えましたが管理職は男性ばかりで、女性が活躍できる場がまだまだ醸成されていません。女性が能力的に男性に劣っているわけではないと思います。また、職員で鬱になる人も多いようで心配しています。住民対応や人間関係でしんどくなってしまうようです。

#### 【委員】

広報啓発が非常に大事で、昨年度は高齢者向けで落語の講座をやってもらいましたが、高齢者に向けた広報啓発がなかなか追いついていません。センターではチラシ配架等をしてはいますが、もっと広報を頑張してほしいです。

#### 【委員】

企業内での人権啓発を行っている「多様性」と「わがまま」の線引き、差別と区別の線引きも難しいです。男性と女性が同じだから力仕事を女性もやりましょう、というわけにもいかないです。そのあたりをちゃんと話をして、理解をさせなければいけないと思っています。

部落差別等、関係者がいなくなれば解決ではなく、背景を理解して啓発していくことが重要です。

例えばアニメではスカートを履いていないヒロインもいるし、戦隊ものなど以前は男性が演じていた「ブラック」も今は女性が演じています。どんどん多様性が広がって選択に対する許容性があがっているのが現代社会であり、そうではなかった過去についても知らせる必要があります。

女性のリーダーについて、女性を抜擢しようという動きがありますが、能力が見合っていない場合は役職を降りてしまいます。女性リーダー率をあげるのはよいことですが、闇雲にするのは違います。企業は、そのあたりの線引きをやらなければいけないと感じています。

#### 【委員】

新しいマンションができて、若い父親が乳幼児を抱えて買い物をしているのをよく見かけるようになりました。父親が子どもを抱っこしている光景に慣れていない自分をまだまだ男女平等ではないな、と思います。年長者もそれが当たり前だと思えるようにならないといけないと思います。

#### 【委員】

広報について、なかなか読んでくれません。広報の方法について、工夫しなければなりません。学びとほっこりルームについて、利用状況はどうですか。

#### 【事務局】

自由入場なので人数を把握しているわけではないですが、館内の貸室利用前後の打ち合わせや、放課後に子どもが自習や談笑に使っています。今のところ子どもの利用が多いと感じています。

【委員】

交通事故で全身骨折し5か月入院しました。身体不自由であっても「想像力・思いやりがあればできること」をそれまで自分がわかっていなかったです。「無知と思い込み」が人権問題の原因になります。自覚的に学びに動くのが大事であり、人権についてもこれまで色々なところで広報されているのに見えていなかった自分を感じて、生涯学習が大事だと改めて感じました。

【会長】

アンコンシャスバイアス、知らないうちに他者の人権を侵害している可能性があります。人権をすべての人が学ぶことが重要であり、子どもから高齢者まですべての人に対する啓発をする必要があります。

【委員】

さきほどの委員の、自分がそうになって初めてわかった、それまで広報や啓発等が見えていなかった、というところで、人権に限らず、ほとんどのことがそうだと思います。広報啓発がどれだけ有効なのか疑問に感じます。

【会長】

他にご意見等がありますか。案件2について報告を受けたこととします。引き続き、案件3「人権文化センターの運営状況及び今後の運営方針（案）について」を議題とします。

●案件3「人権文化センターの運営状況及び今後の運営方針（案）について」

【会長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（資料2「令和7年度島本町立人権文化センター運営状況について」、資料3「島本町立人権文化センター運営方針（案）」に基づき説明）

【会長】

ご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

（なし）

【会長】

特にご意見等ないようなので、承認することとします。

引き続き、案件4「島本町人権啓発施策審議会の会議の公開に関する要綱の廃止について」を議題とします。

●案件4「島本町人権啓発施策審議会の会議の公開に関する要綱の廃止について」

【事務局】

（資料4「島本町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき説明）

【会長】

ご質問等がありましたら、発言をお願いします。

（なし）

**【会長】**

ご意見等ないようなので、案件3について承認することとします。  
引き続き、案件5「その他」を議題とします。事務局から何かありますか。

●案件5「その他」

**【事務局】**

いろいろとご意見をいただきありがとうございました。  
コロナ以降、Webによる開催に慣れて対面講座の集客が落ちていると感じています。対面は対面の良さ、WebはWebの良さがございますので、今後とも皆様のご意見等を頂戴して広報・啓発を推進してまいります。

また、あらゆる年代に対して広報が必要であるけれども情報格差もあるのではないかとのご意見だったと思います。精一杯工夫しながら広報してまいりたいと思います。

人権文化センターの運営方針に関しましては、記載の方向性で事業を進めてまいります。

**【会長】**

その他、事務局に意見等ありますか。  
ウェブの時代には入りましたけれども対面で啓発を行うことも大事ななと思います。

**【委員】**

人権文化センターどこにあるのか、との声もいまだ聞きます。場所がどこにあるかから広報したほうがいいと感じます。

**【委員】**

町内の小学校では4年生で人権教室に行くので、島本の子は、人権文化センターに1回は行ったことがあります。

**【委員】**

人権文化センターは、プレハブから始まりました。地域には色々な人が混在していたため、施設を建てることへの抵抗もあり、もっと町の真ん中に建てたかったが叶いませんでした。差別を受けることもありました。

いまのセンター貸館利用者には経緯を知らない、町施設だとすら知らない人もいます。啓発が大事です。あの場所にあることに意味があります。部落差別はまだあるということ認識してほしいです。

**【事務局】**

「人権文化センター」について広報が必要であるとの意見を承りました。手始めとして次回の審議会は人権文化センターで開催したいと思います。

**【会長】**

ほかに意見等はありませんか。

(なし)

**【会長】**

それでは、本日、予定いたしておりました案件はすべて終了いたしました。本日の審議会はこれをもって閉会させていただきます。